

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

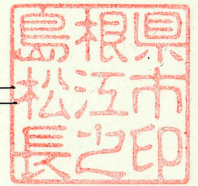
公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年12月22日

松江市長 上定 昭仁



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
松集 21-1	松江市東出雲町内馬 1480	937 い 25	山林	0.1109	10年間	
松集 21-1	松江市東出雲町内馬 1480-1	937 い 25	山林	0.0223	10年間	
松集 21-1	松江市東出雲町内馬 1484-1	937 い 25	畑	0.0112	10年間	
松集 21-1	松江市東出雲町内馬 1484-2	937 い 25	山林	0.0396	10年間	
松集 21-2	松江市東出雲町内馬 1483-1	937 い 25	山林	0.0095	10年間	
松集 21-2	松江市東出雲町内馬 1483-2	937 い 25	山林	0.0131	10年間	
松集 21-2	松江市東出雲町内馬 1485	937 い 19 外 2	山林	0.0550	10年間	
松集 21-3	松江市東出雲町内馬 1486	937 い 25	山林	0.0193	10年間	

2 縦覧場所 松江市 産業経済部 農林基盤整備課

3 本公告により、松江市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。